長野市庁舎管理規則（昭和41年10月16日長野市規則第13号）

最終改正:令和4年6月30日規則第25号

改正内容:令和4年6月30日規則第25号 [令和4年7月1日]

〇長野市庁舎管理規則

昭和41年10月16日長野市規則第13号

改正

昭和47年5月1日規則第29号
昭和62年3月30日規則第17号
平成2年3月30日規則第21号
平成5年3月30日規則第4号
平成7年6月30日規則第29号
平成9年3月31日規則第21号
平成9年9月30日規則第28号
平成14年4月1日規則第12号
平成19年3月29日規則第8号
平成19年3月29日規則第21号
平成19年11月1日規則第40号
平成28年3月31日規則第23号
平成29年3月31日規則第12号
令和3年11月10日規則第48号
令和4年3月31日規則第20号
令和4年6月30日規則第25号

長野市庁舎管理規則

（目的）

第1条　この規則は、庁舎の管理について法令及び条例等に別に定めがあるもののほか必要な事項を定め、庁舎の保全を図り、かつ、公務の適正な執行を確保することを目的とする。

（定義）

第2条　この規則において「管理」とは、前条の目的を達成するために行う警備、取締り等をいう。

2　この規則において「庁舎」とは、市役所、支所その他市長の事務の用に供する建物その他従物及びそれらの敷地をいう。

（管理責任者等）

第3条　庁舎の管理を行うため、別表第1に定める総括管理者及び総括管理代理者並びに別表第2に定める管理責任者及び代理者を置く。

（使用の許可）

第4条　庁舎において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理責任者を経て市長の許可を受けなければならない。

（1）　市の機関以外の者が主催する集会又はこれに類する行為

（2）　ポスター、看板、懸垂幕、旗その他これらに類するものの掲揚又は掲示

（3）　物品販売、宣伝、勧誘その他これに類する商業的行為

2　前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ庁舎使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号の行為をしようとする者は、当該行為に係る物件を提示することにより当該申請書に代えることができる。

3　第1項の許可は、庁舎使用許可書（様式第2号）を申請者に交付してするものとする。ただし、前項ただし書に係る許可は、物件に許可印（様式第3号）を押すことにより、当該許可書に代えることができる。

4　市長は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付けることができるとともに、その条件に違反した者に対しては、許可を取り消すことができる。

（会議室等の使用）

第5条　庁舎の会議室及び放送施設を使用しようとする者は、あらかじめ管理責任者の承認を受け、指示事項を守らなければならない。

（立入りの制限等）

第6条　市長は、管理上支障があると認める場合は、庁舎への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は庁舎から退去させることがある。

（禁止行為）

第7条　庁舎においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

（1）　示威又はけん騒にわたる行為をすること。

（2）　庁舎その他の市有物件を毀損し、庁舎の美観を損し、又は不潔な行為をすること。

（3）　危険な場所で火気を取り扱い、又は所定の場所以外で喫煙すること。

（4）　通行の妨害となる行為をすること。

（5）　凶器その他の危険物を庁舎に持ち込むこと。

（6）　その他庁舎の管理上不適当と認められる行為をすること。

（火元責任者）

第8条　管理責任者は、各所属等の単位に火元責任者を定め、火災予防に努めなければならない。

2　火元責任者は、常に火気の点検等防火に注意しなければならない。

（出入口の閉鎖）
第９条　庁舎の出入口は、市の休日（長野市の休日を定める条例（平成2年長野市条例第2号）第１条第１項に規定する休日をいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては午前零時から午後12時まで、市の休日以外の日にあつては午前零時から午前8時まで及び午後6時から午後12時までの間は、閉鎖するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、長野市芸術館の来館者等が利用する市役所第一庁舎の出入口については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める間は、閉鎖するものとする。
（1）　その日が市の休日で、かつ、芸術館の休館日（長野市芸術館の設置及び管理に関する条例（平成26年長野市条例第24号）第6条に規定する長野市芸術館の休館日をいう。次号において同じ。）である場合　午前零時から午後12時までの間
（2）　その日が芸術館の休館日である場合（前号に掲げる場合を除く。）　午前零時から午前7時30分まで及び午後7時30分から午後12時までの間
（3）　前2号に掲げる場合以外の場合　午前零時から午前7時30分まで及び午後10時30分から午後12時までの間
３　管理責任者は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、庁舎の出入口の閉鎖時間を変更することができる。
（閉鎖時間中の出入り）
第10条　前条の規定による閉鎖時間中に庁舎に出入りしようとする者は、市長が別に定めるところにより、当該出入りについて管理責任者の承認を受けなければならない。
（損害賠償）
第11条　故意又は過失により庁舎を破損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。
（補則）
第12条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和47年５月１日規則第29号）
この規則は、昭和47年５月１日から施行する。
附　則（昭和62年３月30日規則第17号）
この規則は、昭和62年４月１日から施行する。
附　則（平成２年３月30日規則第21号）
この規則は、平成２年５月１日から施行する。
附　則（平成５年３月30日規則第４号抄）
（施行期日）
１　この規則は、平成５年５月１日から施行する。（後略）
附　則（平成７年６月30日規則第29号）
（施行期日）
１　この規則は、平成７年10月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。
附　則（平成９年３月31日規則第21号）
この規則は、平成９年４月１日から施行する。
附　則（平成９年９月30日規則第28号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成14年４月１日規則第12号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成19年３月29日規則第８号抄）
（施行期日）
１　この規則は、平成19年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、規則で定める日から施行する。
（平成19年3月規則第19号で、同19年4月1日から施行）
（1）　第6条の規定（様式第1号の改正規定に限る。）
（2）　略
３　新規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき存する用紙は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。
附　則（平成19年３月29日規則第21号）
この規則は、平成19年４月１日から施行する。
附　則（平成19年11月１日規則第40号）
この規則は、平成19年11月５日から施行する。
附　則（平成28年３月31日規則第23号）
この規則は、平成28年４月１日から施行する。
附　則（平成29年３月31日規則第12号）
この規則は、平成29年４月１日から施行する。
附　則（令和3年11月10日規則第48号）
（施行期日）
１　この規則は、令和4年1月1日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。
附　則（令和4年3月31日規則第20号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年６月30日規則第25号）

この規則は、令和４年７月１日から施行する。

別表第１（第3条関係）

総括管理者	担任副市長
総括管理代理者	総務部長

別表第２（第3条関係）

区分	管理責任者	代理者
市役所（議会関係施設を除く。）	総務部長	総務部総務課長
議会関係施設	議会事務局長の職にある職員	議会事務局総務議事調査課長の職にある職員
支所	支所長	左欄に掲げる者が指定する者
その他施設	総務部長が指定する者	左欄に掲げる者が指定する者

様式第１号（第4条関係）

庁 舎 使 用 許 可 申 請 書

年　　月　　日

長野市長　　　　　宛

住　所

氏　名

地方自治法第238条の４第７項の規定による使用の許可を受けたいので申請します。

１　目　的

２　場所及び範囲

３　人　員

４　使用する施設等の種類
　　及び名称

５　許可を受けようとする　　　　年　　月　　日　　時から
　　期間　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　時まで

様式第２号（第4条関係）

長野市指令　第　　号

住　所

氏　名　　　　　　　様

庁　舎　使　用　許　可　書

次のとおり使用を許可する。

年　　月　　日

長野市長　　　　　　　印

許可した事項	
許可した期間	年　　月　　日　　時から 年　　月　　日　　時まで
許可の条件	

様式第3号（第4条関係）
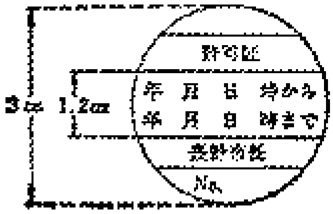
許　　　　　　　可　　　　　　　印